

薬生衛発 1104 第2号
令和4年 11 月 4 日

各都道府県契約担当課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
(公 印 省 略)

ビルメンテナンス業務の公共調達における建築保全業務労務単価の活用等
について（依頼）

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）では、「中小企業等が賃金引上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を進める」こととされています（別添1）。また、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月内閣官房等関係省庁）では、「ビルメンテナンス等の公共調達において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を反映した調達価格となるよう、（略）発注者として標準単価を設定し、これに基づく公共調達を行うことを検討する」ことが示されています（別添2）。

このような中、都道府県や市町村等に対して、ビルメンテナンス業務の公共調達に当たって、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（令和3年1月18日生食発0118第4号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知別添）の趣旨を御理解いただき適切に御対応いただくようお願いしています。同ガイドラインでは、適正利潤の確保のための予定価格の適正な設定として、「可能な限り最新の労務単価等を適切に反映する」こととしており、「建築保全業務労務単価」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）をお示ししています（別添3）。

各都道府県におかれては、来年度以降のビルメンテナンス業務の公共調達に係る予算額及び予定価格に関して、「建築保全業務労務単価」は毎年作成・公表されることから、最新の「建築保全業務労務単価」を踏まえてその積算に用いる価格に適切に反映するよう、また、その際、事業者に参加見積書等を徴取する場合は、この旨を併せて依頼するよう御配慮願います。

また、貴管内の市町村に対して本通知を周知し、各市町村においても最新の「建築保全業務労務単価」を踏まえてその積算に用いる価格に適切に反映するよう、特段の御配慮をお願いします。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（抄）
～人・技術・スタートアップへの投資の実現～

令和 4 年 6 月 7 日
閣 議 決 定

1. 人への投資と分配

（1）賃金引上げの推進

②重点業種を示した政府を挙げた中小下請取引適正化

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和 3 年 12 月）及び「取引適正化に向けた 5 つの取組」（令和 4 年 2 月）に基づき、中小企業等が賃金引上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を進める。

（略）

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ（抄）

令和 3 年 12 月 27 日
内 閣 官 房
（新しい資本主義実現本部事務局）
消 費 者 庁
厚 生 労 働 省
経 済 産 業 省
国 土 交 通 省
公 正 取 引 委 員 会

4. 公共調達における労務費等の上昇への対応（デジタル庁、経済産業省、厚生労働省）

- ・ （略）
- ・ 情報システムやビルメンテナンス等の公共調達において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を反映した調達価格となるよう、公共工事における公共工事設計労務単価制度を参考に、調達の対象となる資産・サービス毎に、デジタル庁と業種を所管する省庁などが連携して、発注者として標準単価を設定し、これに基づく公共調達を行うことを検討する。特に、情報システムの公共調達においては、契約単価のデータベース化等により、再委託・再々委託先も含めた賃金の適正化等に向けて取り組む。

ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン(抄)

平成27年6月10日
改正 令和3年1月18日

2 発注関係事務の適切な実施

(2) 業務発注準備段階

(適正利潤の確保のための予定価格の適正な設定)

(略)

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価等を適切に反映する。⁴ 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。また、最新の業務実態や最低賃金額の上昇額等の地域特性等を踏まえて積算基準を見直すとともに、遅滞なく適用する。⁵ さらに、年度途中の最低賃金額の改定を見込んだ予算を確保することも検討する。

また、適正な積算に基づく金額の一部を控除して予定価格とする、いわゆる「歩切り」は、品確法第7条第1項第1号の趣旨に抵触すること等から、これを行わない。

一方で、予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、業務に従事する者の労働環境の改善、各種制度改正（特に被用者保険の適用拡大）を加味した上での必要な法定福利費の確保、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わない。

⁴ 建築保全業務労務単価（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

⁵ 建築保全業務積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）